

# 英国、EU及びノルウェー向け輸出ペットフード等の製造事業場の登録手続

(令和5年1月)

製造業者(申請者)

① 申請

収入印紙で  
手数料(20,900円)納付

⑤ 登録通知

農林水産省

④ TRACES、IPAFFS登録<sup>注</sup>[有効期限3年]

② 調査依頼

③ 結果通知

(独)農林水産消費安全技術センター  
(FAMIC)

農林水産省への申請時の提出書類

- (i) 申請書(別記様式1)
- (ii) 基準遵守に係る保証事項  
(別紙1-1(ペットフード)、別紙1-2(動物性加工たん白質飼料)、別紙1-3(飼料用魚油)、別紙1-4(家きん卵由来飼料))
- (iii) 輸出対象の製品一覧(別紙2)
- (iv) 事業場で取扱う動物由来原料一覧  
(別紙3)
- (v) 認定基準に関する管理規程等一覧  
(別紙4)
- (vi) 認定基準に関する記録簿一覧  
(別紙5)
- (vii) 事業場施設の配置平面図
- (viii) 輸出対象製品の製造工程概要図

注:登録基準を満たさないことが確認された場合は、登録を取り消します。